

# 重要事項説明書・同意書

様

## 居宅介護支援事業所ゆうび

事業者が利用者様に対して行う居宅介護支援について次のとおり同意します

### 1 事業所の概要

事業所名	有限会社優美 居宅介護支援事業所ゆうび
介護保険指定番号	0161190046
所在地	北海道千歳市日の出1丁目1番41号カルナビル2階
電話番号	0123-22-5511
サービス提供地域	千歳市

### 2 職員体制等

職種	員数	勤務体制
管理者	1名	常勤
ケアマネージャー	1名	常勤

### 3 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時45分～17時15分
休業日	土、日、祝、12月29日～1月3日

### 4 サービスの方針等

当事業所のケアマネージャーは、利用者様が住み慣れたご自宅での日常生活を継続できますよう、利用者様やその介護者のニーズを把握し、生活の質の確保を重視した居宅サービスが適切にご利用になれるようケアプランを作成いたします。また、ケアプランにもとづいて適切な居宅サービスの提供が確保されますように、サービス事業者との連絡調整を図り、サービスの質を継続して管理いたします。

## 5 サービスの概要

- ・ 担当のケアマネージャーが、介護保険サービス利用の窓口になります。
- ・ 要介護認定の申請を代行します。
- ・ 利用者様の心身の状況等を把握し、利用するサービスの種類および内容や担当事業者等を定めたケアプランを利用者様と相談の上、作成します。
- ・ どのサービスに、いくらかかるのかを、計算し説明いたします。
- ・ ケアプランにもとづいて、必要なサービスが開始されるように、公正中立な立場で各事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由や複数の事業所の照会に応じます。
- ・ 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護（地域密着型）・福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。
- ・ 現在の要介護状態の軽減や予防に努め、医療サービスとの連携を十分配慮します。
- ・ 医療系介護サービス（訪問看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等）の利用を希望される場合は、利用者様の同意を得て主治医等に意見を求め、ケアプランを交付します。
- ・ 当事業所担当者が把握した利用者様の心身の状況、訪問介護事業者等から報告を受けた口腔に関する問題や服薬状況等について、主治医や薬剤師等に必要な情報伝達を行います。
- ・ 各サービスの実施状況を把握し、ケアプラン変更の必要が生じた場合は、利用者様と相談の上、変更します。
- ・ これら居宅介護支援に関しては、適切に記録を作成し保管します。

## 6 緊急時における対応方法

サービス提供にあたり、利用者様の要介護度の悪化その他ケアプランに係わる緊急事態が生じた時は、事業所までご連絡下さい。ご本人及びご家族やサービス事業者等と連携し、対応いたします。

注) 営業時間外の対応は行っておりません。ご了承下さい。

## 7 秘密の保持

サービス提供におきましては、業務上知りえた利用者様およびそのご家族の秘密や個人情報については、利用者様または第三者の生命、身体等に危険があるなどの正当な理由がある場合を除き、サービス提供中およびサービス終了後も、第三者に漏らすことはありません。

なお、他事業者へ個人情報の提供が必要なときは、あらかじめ利用者様の同意を得ることといたします。(例：各事業者とのサービスの調整、ケアマネージャーが開催するサービス担当者会議、介護保健施設への入所に必要な連絡等)

## 8 サービス記録の開示

当事業所が実施した居宅介護支援の記録について、ご本人様から文章により開示請求があった場合には、事業所にて記録の閲覧ができます。

## 9 利用料

利用料については別紙に記載しています。

居宅介護支援費については、全額が国民健康保険団体連合会から事業所に支払われるため利用者様の料金負担はありません。

ただし、前項1に記載するサービス提供地域外へ伺う必要がある場合には、その交通費（実費）は利用者様の負担となりますので、ご了承ください。

## 10 相談窓口・苦情対応

提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業所、ケアマネージャー、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

### 【処理体制と対応方法】

当事業所では、苦情があった場合は、ただちに苦情処理担当者が相手方に連絡を取り、直接伺うなどして詳しい事情を聞くとともに、状況を確認し迅速かつ適切な対応をいたします。

### 【常設の窓口】

当事業所が行う居宅介護支援についての相談・苦情は下記窓口で承ります。相談や苦情に対しては、確実にフィードバックし、サービスの向上に努めます。利用者様が苦情申し立てを行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いを受けることはありません。

ゆうび 相談・苦情窓口	所長	山崎 千尋
	電話	0123-22-5511
	FAX	0123-22-6611
千歳市役所（高齢者支援課）		0123-24-3131
国民健康保険団体連合会		011-231-5161

## 11 損害賠償

当事業所が行う居宅介護支援サービスの実施にあたって利用者様の生命・心身・財産に損害を与えた場合には、損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 1 2 サービス提供期間

サービス提供期間は、居宅サービス計画作成依頼届出日からといたします。利用者様およびご家族からサービス終了の旨の申し入れが無い場合は、当重要事項説明書にもとづいたサービスを継続して提供いたします。

注1 利用者様は、当事業所が提供する居宅介護支援を継続しがたい正当な理由がある場合は、事業所に申し出ることにより、居宅介護支援を直ちに終了することができます。

注2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者様に対する居宅介護支援を終了することができます。

注3 次の各項目に該当する場合は、各項目に定める日をもってサービスを終了いたします。

(1)利用者様が介護保険施設に入所又は入院した場合

(2)利用者様の要介護認定区分が自立(非該当)または要支援1または要支援2と認定された場合

(3)利用者様がサービス提供地域外へ転出された場合

(4)利用者様が死亡した場合

## 1 3 感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないよう指針及びマニュアルを作成し、定期的に研修及び訓練を実施します。

## 1 4 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する指針やマニュアルを作成し定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

## 1 5 虐待防止

事業所は、虐待の発生又は再発を防止する為、指針及びマニュアルを作成します。定期的に委員会を開催し、研修を行います。

## 1 6 身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、指針及びマニュアルを作成します。定期的に委員会を開催し、研修を行います。

## 1 7 ハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 18 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」）を策定し、定期的に研修及び訓練を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

居宅介護支援の提供及びご利用に際し、本書面に基づき重要説明事項の説明を行いました。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

事業者 法人 所在地 千歳市日の出1丁目1番41号

名称 有限会社 優美

代表者名 取締役 平井 麻里英

事業所 所在地 千歳市日の出1丁目1番41号

名称 居宅介護支援事業所ゆうび

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本署名により、事業者から居宅介護支援サービスについて需要事項の説明を受け同意しました。

利用者様 氏名 \_\_\_\_\_

ご家族又は代理人 氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

